

1 「療養補助金」の請求方法等について

I 療養補助金について ~ご請求前に、次のことを確認してください。

● 給付額は、下記の通り計算いたします。 ※請求日でなく受診月で変更します。

令和6年3月受診分まで

- 1件(1レセプト)につき2,000円を控除した額の8割を給付します。そのため、1件が2,130円未満は給付がありません。
- 会員負担が1件(1レセプト)につき10,000円を超えないように給付します。
- 単年度受診分の給付総額は50万円が上限です。

令和6年4月受診分以降

- 1件(1レセプト)につき2,000円を控除した額の7割を給付します。そのため、1件が2,150円未満は給付がありません。
- 廃止します。
- 単年度受診分の給付総額は30万円が上限です。

- 給付の請求権はその事由が発生した翌月から生じ、**満2年**をもって消滅します。
- 給付対象となるのは、健康保険適用の診療費用です。保険内の診療費用であれば、入院・外来問わず請求できます。

《以下のものは給付対象外です》

- ①健康保険適用外の費用
②入院時の食事療養費
③健診費用(人間ドック等)
④介護保険利用料
- ⑤病気とみなされないもの(予防接種等)
⑥第三者行為によるもの(交通事故等)
⑦会員でない配偶者等の診療費
⑧受診月から**2年**を過ぎた診療費

差額ベッド代、容器代、文書料、鍼・灸・マッサージ
その他か自費診療等

- 市町村や健康保険の保険者からの払い戻し(附加給付や高額療養費など)がある場合は、自己負担額からその額を差し引いて給付を計算します。該当された場合は、払い戻しの手続きが終わってから療養補助金を請求してください。また、その際には払い戻しの額も一緒にお知らせください。
※限度額認定証の所得適用区分や高額医療費についての詳細は、下記の所でお尋ねください。
 - ・国民健康保険・後期高齢者医療制度の方…… お住いの市町村の担当窓口
 - ・全国健康保険協会(協会けんぽ)の方……… 保険証に記載の全国健康保険協会各支部
 - ・上記以外の健康保険の方……… 加入している健康保険の事務所

知ってる? マイナ保険証

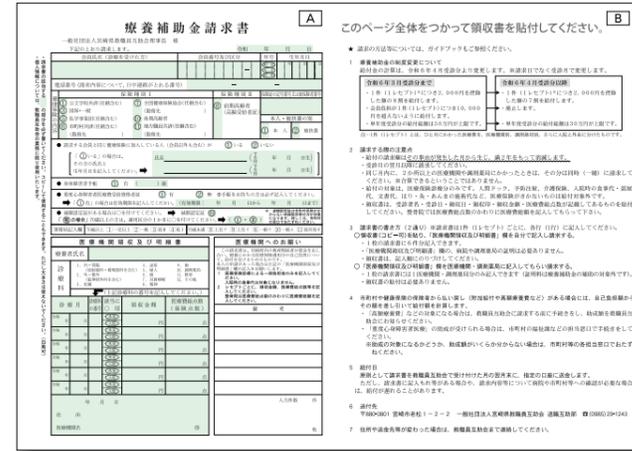
マイナ保険証とは「マイナンバーカードを健康保険証として利用する」ことです。国は2024年10月までに、現行の健康保険証を廃止する方針を出しており、マイナ保険証への取り組みは進んでいます。

マイナ保険証では、高額療養費の「限度額認定証」が必要なくなることや、引越越し・転職してもそのまま使用できること、そして確定申告の医療費控除が簡便になるといったメリットがある一方で、マイナ保険証は申し込みが必要であることや対応していない医療機関があること、またマイナ保険証を紛失した際の再発行に時間がかかることといった注意点も挙げられています。

マイナ保険証を利用している方も利用していない方も、今後の動向に注目しておきましょう!

II 請求をするために用意するもの

①療養補助金請求書(白黒コピー可)



請求書は下記の手段で入手できます。

- ガイドブックの様式Iをコピー(白黒可)して使用する。
 - HPから様式をダウンロードして印刷する。
 - 退職互助部に電話して送付を依頼する。(☎0985-29-1243)
- ⇒書き方は6ページへ

②領収書(白黒コピー可)

領収書は、白黒コピーで構いません。はっきりと内容が分かるようにコピーしてください。
※**原本を添付した場合、原則、返却はできません**のご注意ください。

請求書 兼 領収書

発行日 令和6年4月1日 No.〇〇〇〇

氏名 互助 太郎 様 患者番号 〇〇〇〇

受診日 令和6年3月31日 保険区分 〇〇本人 負担率 30%

初・再診料	医学管理料	在宅医療	検査	画像診断	投薬
282点	225点	点	450点	497点	68点
注射	リハビリテーション	処置	手術	麻酔	病理診断
点	点	80点	点	点	点
					合計 1602点

評価療養・選定療養	その他自費	保険	保険外
円	2,500円	合計 16,020円	2,500円
(内訳) 予防接種代として		負担額 4,810円	2,500円
		合計 7,310円	7,310円

宮崎県〇〇市×町〇〇〇番地 △△△病院
TEL

領収 6.41

整骨院の領収書(例)

領収書

氏名 日向 夏海 様

医療費総額	10,000円
①一部負担金(保険内)	3,000円
②保険外	4,000円
領収金額(①+②)	7,000円

令和6年7月診療分として
上記の金額を領収しました。

令和6年〇月△日
医療機関名 ●●●整骨院 印

領収書は、必要な記載事項があるものを用意してください。
※コピーの場合は鮮明に写っているかご確認ください。
【必要な記載事項】
①受診者氏名 ②受診日 ③医療機関名 ④領収金額
⑤保険点数(整骨院の場合は医療費総額) ⑥領収印

整骨院の領収書には、保険内診療と保険外診療が含まれている場合があります。保険分の「一部負担金(保険内)」と「医療費総額」を必ず記入してもらってください。

③その他(必要のある方のみ用意してください)

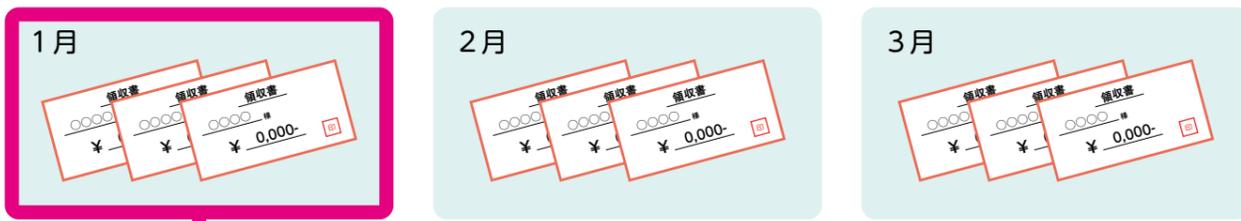
- 高額療養費や附加給付(一部負担金払戻金や家族療養費補助金)等の助成があった場合
⇒ 1) 「高額療養費支給決定通知書」等のコピー(払い戻しの金額がわかるもの)
- けが等の治療に必要として医師が認める装具等を製作された場合
⇒ 1) 治療用装具製作指示装着証明書のコピー
2) 義肢を購入した際の領収書のコピー
3) 市町村からの「払戻通知書」のコピー
- はり・灸・あん摩・マッサージの場合
⇒ 1) 「医師の同意書」のコピー 2) 施術代の領収書のコピー

※本来、はり・灸・あん摩・マッサージは保険適用外のため、療養補助金の対象とはなりません。ただし、医師の同意がある場合は、健康保険の対象となるため、請求が可能です。

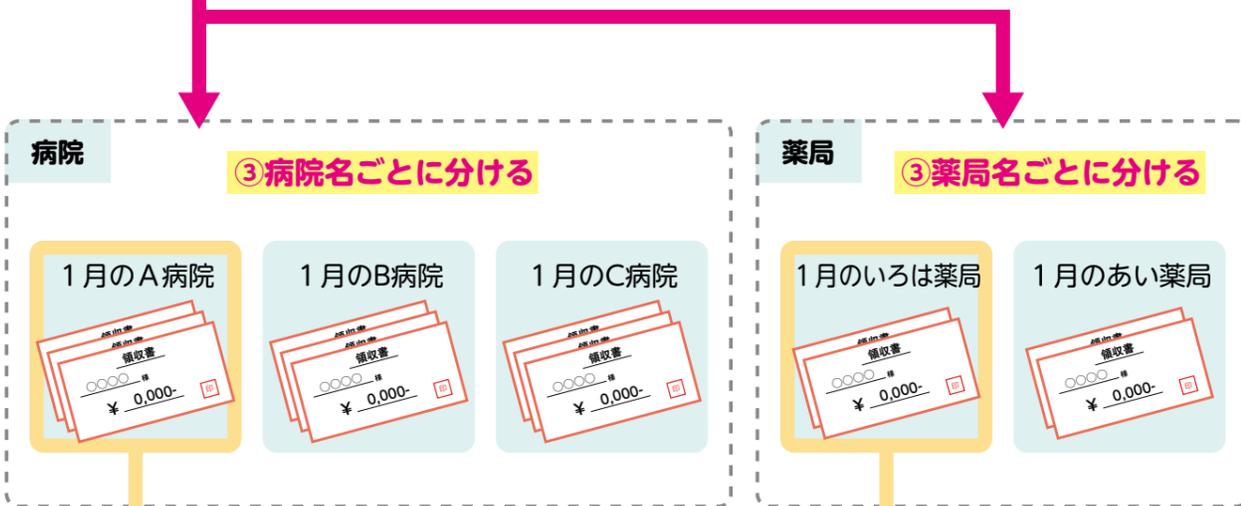
Ⅲ 領収書の仕分け方

1レセプトごとに領収書を仕分けて、月ごとの「領収金額」と「医療費総点数」を計算する。

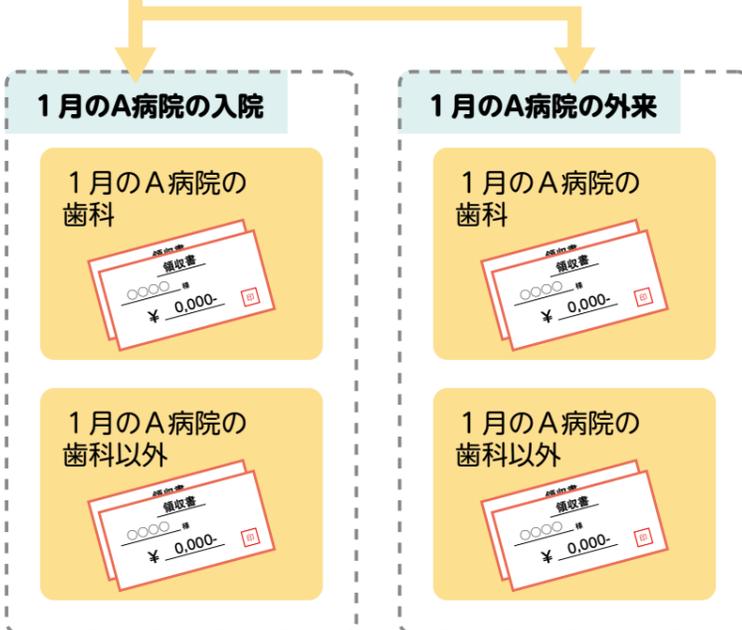
①受診月で領収書を分ける



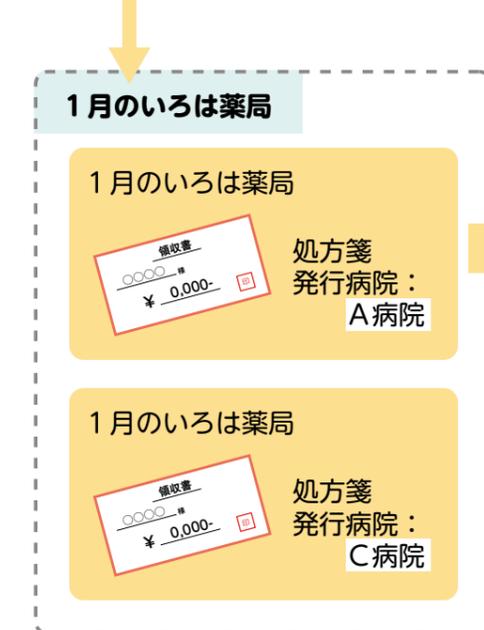
②病院と薬局に分ける



④入院と外来に分け、さらに歯科と歯科以外の診療科に分ける



④処方箋発行病院ごとに分ける



レセプトとは、病院などの医療機関が、保険者（健康保険組合や国保など）に請求するときの診療報酬明細書のことです。1レセプトは、ひと月の医療費を、保険証ごと、医療機関ごと、入院外来ごとに分けて作成されます。退職互助部でもこのレセプトごとに給付額を計算しています。

①受診月で領収書を分ける
注意) 領収書を発行した月や支払い月ではありません。

②病院と薬局に分ける
注意) 病院と薬局は合算できません。

③病院名ごとと薬局名ごとに分ける
注意) 同じ系列の病院であっても、病院名が異なれば合算できません。

④《病院》…入院と外来で分けた後、歯科とその他の診療科に分ける
注意) 同じ月の同じ病院であれば、歯科以外の診療科は（例えば内科、外科、耳鼻科、泌尿器科等）合算できます。
《薬局》…処方箋発行病院ごとに分ける

⑤オレンジ色のまとまりの一つ一つが、1件（1レセプト）です。1レセプトごとに、金額と点数を合算します。

1レセプトの金額が2,150円以上あれば給付の対象です。
(令和6年4月以降の受診の場合)

よくある間違い!

- 月の途中で加入している健康保険が変わった場合は、同じ月の同じ病院の医療費でも、レセプトは異なります。
※後期高齢になられる方は、75歳の誕生日から健康保険が後期高齢に移行しますので、ご注意ください。
- 病院と薬局は合算できません。
ただし、院内処方（病院でそのまま薬を受け取り、領収書が一体となっていること）の場合は、治療費と薬代を分ける必要はありません。そのまま領収書を出してください。
- 同じ病気で受診しても、病院が異なれば合算できません。
1レセプトを考えるにあたって、病気の種類は関係ありません。
- 給付の対象は、1件（1レセプト）が2,150円を超える医療費です。1回ごとの支払額ではありません。
例えば、ひとつの病院で、1回が300円の医療費でも同じ月に10回通院すれば、1レセプトとしては3,000円の医療費となります。請求もれのないようご注意ください。

IV 請求書の書き方

療養補助金請求書

一般社団法人宮崎県教職員互助会理事長 様
下記のとおり請求します。

令和 年 月 日

会員氏名 (診療を受けた方)	会員番号及び区分	年号	生年月日
互助 一郎	0234567-1	令和 6 年	170903
電話番号 (請求内容について、日中連絡がとれる番号)	9876 - 54 - 3210		
健康保険の内容	保険種別 I	保険種別 II	保険証の記号番号又は被保険者番号
① 公立学校共済(任継含む) ③ 国保・一般 ⑤ 私学事業団(任継含む) ⑥ 市町村共済(任継含む) (勤務先)	⑦ 全国健康保険協会(任継含む) (勤務先) ⑩ 後期高齢者 ⑪ 地方職員共済(任継含む) (勤務先)	⑧ 前期高齢者 (高齢受給者証)	8765432
● 請求する会員と同じ健康保険に加入している人 (会員以外も含む) が			
① いる ② いない			
「① いる」の場合は、 その方の氏名と 生年月日を記入してください。➡			
氏名 互助 花子 (H 18 年 8 月 3 日生) (S 年 月 日生)			
● 身体障害者手帳 ① 有 (4) 級			
● 重度心身障害者医療費受給資格者証 ① 有 ② 無 ※手帳をお持ちの方は必ず記入してください。 ➡ 「① 有」の場合は有効期限を記入してください。(有効期限: 年 月 日から 年 月 日まで)			
● 減額認定証がある場合は○を付けてください。➡ 減額認定証 (有) ※減額認定証は市町村民税がかからない非課税世帯の方が対象になります。詳しくは、市町村の窓口でおたずねください。			
事務局記入欄 70歳以上 ①一定以上 ②一般 ③低Ⅱ ④低Ⅰ 70歳未満 ⑧上位ア ⑨上位イ ⑥一般ウ ⑩一般エ ⑪低所得オ			

① 請求書の該当する欄については、必ず書き添えてください。コピー使用は不可。
② 互助会の業務に使用した場合は、必ず書き添えてください。コピー使用は不可。
③ 減額認定証がある場合は○を付けてください。減額認定証 (有) ※減額認定証は市町村民税がかからない非課税世帯の方が対象になります。詳しくは、市町村の窓口でおたずねください。
④ 身体障害者手帳 ① 有 (4) 級
⑤ 重度心身障害者医療費受給資格者証 ① 有 ② 無 ※手帳をお持ちの方は必ず記入してください。➡ 「① 有」の場合は有効期限を記入してください。(有効期限: 年 月 日から 年 月 日まで)

医療機関領収及び明細書			
療養者氏名			
診療科			
(上記診療科の番号を記入してください。)			
診療月	診療科の番号	該当に○印	領収金額
令和 6 年 3 月 1	①	○	6,500 円
令和 6 年 4 月 1	②	○	2,500 円
令和 6 年 4 月 2	③	○	8,000 円
令和 年 月	④	○	円
令和 年 月	⑤	○	円
令和 年 月	⑥	○	円

医療機関へのお願い	
この請求書は、宮崎県内の教育関係者が資金を出し合い、療養にかかる医療保険適用分の自己負担について、給付を受けるためのものです。本人の申請があった場合は左記の「医療機関領収及び明細書」欄の記入をお願いします。	
1	医療保険診療による一部負担金のみを記入してください。入院時の食事代は対象になりません。レセプトごとに、領収金額、医療費総点数等を記入してください。整骨院は医療費総点数のかわりに医療費総額を記入してください。
備考	
入力件数	件
	枚

領収書がある場合はここに記入しない

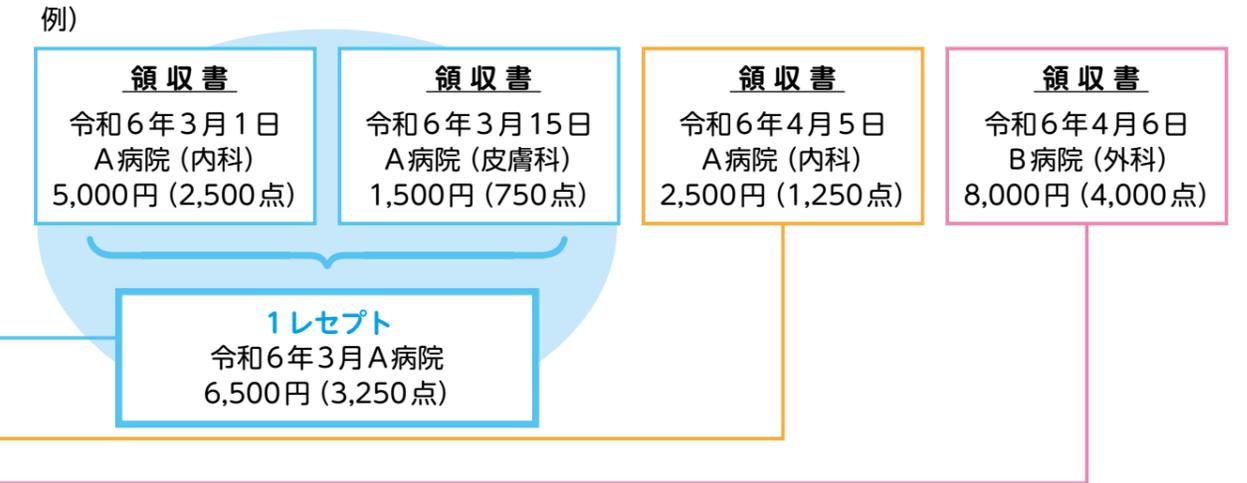
会員情報の書き方

記入にあたって、請求書の 緑色の部分 は必ず記入してください。

- ①「会員氏名」、「会員番号及び区分」、「生年月日」、「電話番号」を記入。
- ②健康保険証を確認して、**保険種別 I** のいずれかに○をつける。「保険証の記号番号」、後期高齢者の場合は「被保険者番号」を記入。**70歳以上74歳以下の方は、保険種別 II の「⑧前期高齢者」**にも○をつける。本人・被扶養の別は、いずれかに○をつけてください。
- ③「健康保険証」は1人に1枚発行されています。家族の方々の保険証と照合して、同じ健康保険であるときには、「①いる」に○をつけ、氏名等を記入してください。
- ④「身体障害者手帳」「重度心身障害者医療費受給資格者証」について記入。「**重度心身障害者医療費受給資格者証**」は、身体障害者手帳1級、2級(市町村によっては3級まで)の方に発行されます。該当になると、市町村の助成が受けられます。所得によっては該当にならないこともありますので、市町村の福祉課などに確認してください。
- ⑤「**減額認定証**」の交付が受けられる場合は「有」に○。「減額認定証」は、正式には「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」といいます。市町村民税がかからない世帯の方に発行され、該当になると自己負担が少なくて済みます。**70歳以上の方は、適用区分が I と II と2つあります**ので、市町村の保険課などに確認してください。

「医療機関領収及び明細書」の書き方

●この欄は会員ご自身で記入します。1レセプトの金額と点数を1行に記入してください。



《注意点》

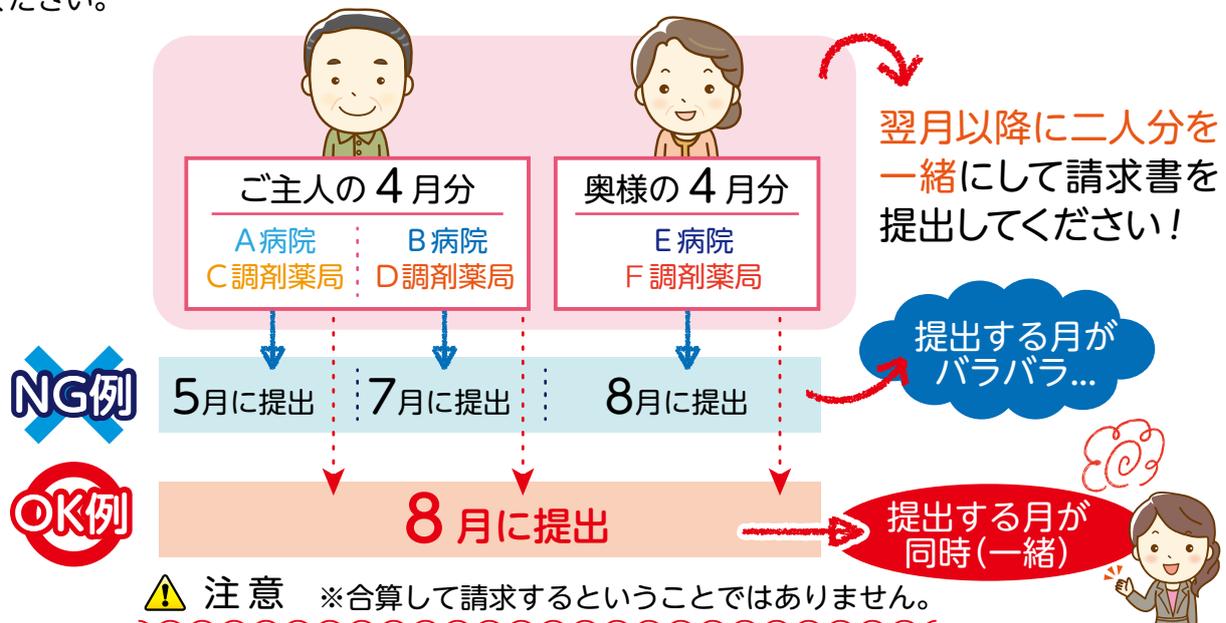
- 1枚の請求書に、「6件(6レセプト分)」まで記入できます。
※医療機関や診療月が異なっていても、記入する行を変えれば、1枚の請求用紙に記入することができます。
- 受診月順に記入してください。
- 同じ月の同じ病院の診療に、異なる診療科がある場合は、どれか一つの診療科の番号を記入してください。
- 領収書があれば、「医療機関の印」は必要ありません。

Ⅵ 療養補助金請求書を互助会事務局へ提出する

- 請求書の提出は、受診月の翌月以降にお願いします。

例) 3月受診分 → 4月以降に請求書を提出してください。

- 同じ月に、2か所以上の医療機関や調剤薬局を受診した場合は、翌月以降にひと月分をまとめて請求書を提出してください。また、ご夫婦ともに会員の場合は、同じタイミングで、同じ受診月分を提出してください。



Ⅶ 振り込みについて

給付日は、原則として請求書を受け付けた月の翌月末です。

ただし、記入漏れなどがある場合や、市町村等からの払い戻し額の確認が必要な場合は、給付が遅れることがあります。

※請求書を受け付けた月と受診月が同じ場合は、翌々月末の送金となります。

【よくあるご質問】

Q. 以前の健康保険の被保険者番号が分からないが、どうすればいいですか？

A. 被保険者番号が分からない場合は、「保険証の記号番号又は被保険者番号」を空白のままご提出ください。

Q. 身体障害者手帳を取得しました。療養補助金の請求はどうなりますか？

A. 身体障害者手帳1級、2級(市町村によっては3級)の方は、所得によって『重度心身障害者医療費助成』が受けられる場合があります。『重度心身障害者医療費助成』の対象になるかどうか、また、助成額等については、お住まいの市町村の担当窓口にお尋ねください。なお、『重度心身障害者医療費助成』の対象になると、医療費の自己負担が少額で済むため、退職互助部の療養補助金には該当しなくなりますが、代わりに障害給付金を給付しています。3級(助成がない場合)～6級の方の請求は、手帳取得前と変わりません。

Q. 後期高齢者で2割負担になったけど、請求方法は変わりますか？

A. 請求方法に変更はありません。
後期高齢者広域連合からの払い戻し額を除いた自己負担金を対象とし、給付額を計算します。